「メンタルヘルス対策など女性労働者の保護を考える」

　労働力人口の減少や産業構造の変化に伴い、女性労働力は欠かすことができない存在とされ、「女性活躍推進法」の法制化が検討されています。しかし、男性並みの働き方を基準にしたままでは、ストレス疾患の増大や処遇など雇用上の格差拡大が心配されます。そこで今回は、①女性が働く上での様々な障壁を明らかにし、②使用者として為すべき健康管理と配慮義務、③女性の労働相談や就労支援に携わる人たちの資質の向上、という三つに光を当てることにしました。

10月17日(土) 午後6時15分～8時15分　会場：キャンパスプラザ(JR京都駅前)2階第2会議室

第1回　「民事労働相談とは何か、セクハラや長時間労働など労働法の課題を民法の視点から学ぶ」

　セクシャルハラスメントや長時間労働を原因にした「精神障害」など業務上の災害が発生し、労働者が損害を被った場合には、労災保険による保険給付など行政機関での争いとは別に、使用者の不法行為や雇用契約の債務不履行といった法律構成によって、損害賠償を請求することも可能です。契約自由を原則とする民法と労働契約法、そして労働基準法など労働法の体系との違いを理解することで個別労働紛争の解決に向けた民法の役割を学びます。

〈講 師〉**若林 三奈**（龍谷大学　法学部）

10月24日(土) 午後6時15分～8時15分　会場：ひとまち交流館京都　2階第2会議室

第2回　「ジェンダーとは何か？税制や社会保険制度をジェンダー視点から学ぶ」

　何故、女性の社会進出が進まないのか、原因の一つに『男女の性別役割分業』がこの国に根づいたまま、例えば 103万円という税制上の配偶者控除や 130 万円という被扶養者の稼働所得への壁が、女性の非正規雇用や低賃金労働を支えてはいないか？女性の活躍推進を拒む制度上の障壁を考えます。

〈講 師〉**川口　章**（同志社大学　政策学部）

10月31日(土) 午後6時15分～8時15分　会場：ひとまち交流館京都　2階第2会議室

第3回　「メンタルヘルス対策と労働安全衛生法や労災保険法など労働法の役割」

　現下の労働条件や労働環境などが放置されたままに女性の職場進出が促進されれば、セクハラなど様々なワークハラスメントや長時間労働による心身の健康確保が危ぶまれます。そこで労災請求による労働者の経済的な補償と労働安全衛生法などによる健康上の予防策について学びます。

〈講 師〉**小畑 史子**（京都大学大学院　人間・環境学研究科）

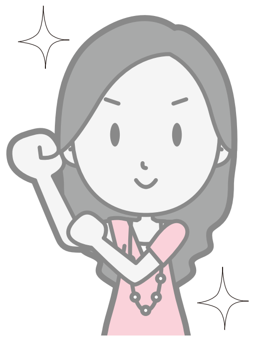

問合せ先▶NPO 法人あったかサポート　TEL 075-352-2640
〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上る榎木町 306 坂口ビル 2 階

申込方法▶裏面の申込書により、FAX 又はメールにてお願いします。
FAX **075-352-2646**　E-mail **attaka-support@r6.dion.ne.jp**

対 象 者▶「労働や社会保障」に関心のある勤労者･市民

受 講 料▶1 回目のみ 3,000 円

1 回目の受講料には、参考資料として使う『新版「働くときに知っておきたい基礎知識」(A5 サイズ 2 色刷り、全 168 頁)』の書籍代金 2,000 円が含まれています。
尚、通算 2 回、3 回と続けて参加される方は、その都度 1,000 円の受講料をお支払い下さい。(既に上記参考図書をご購入頂いた方も同様に初回受講料は参考図書込の 3,000 円となります。ご理解とご協力をお願い致します。)

（注意）本書は書店等で市販されていません。

主催：特定非営利活動法人あったかサポート